

秋田県大仙市 公園施設長寿命化計画

2025年3月

秋田県大仙市建設部都市管理課

1. 都市公園整備状況

(2025 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
39	183.57 ha	24.95 m ²

※2025年2月末日現在人口：73,574人

2. 計画期間（西暦）〔 2022 年度～ 2031 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
10	1	4	1								4	20

②選定理由

都市公園における公園施設の維持管理については、子どもをはじめ施設利用者の安全確保が最優先であり、より厳密に施設の機能保全を図っていくことが求められる。しかし、公園施設は他の公共施設とは異なり、その規模・構造・形状において多種多様であり、画一的な扱いが困難である。そのため、極力対象公園を絞り、公園利用者への影響が最小限になるように考慮してライフサイクルコストの削減を図るための長寿命化計画策定を進めることが重要であることから、管理対象の39公園の現在の利用状況を踏まえ、各地域において地域住民の憩いの場、防災、子育て支援、各種イベントの利用など多種多様な機能を有する施設である20公園を選定している。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
4	0	17	43	0	0	9

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
9	0	1	83

②これまでの維持管理状況

これまで建設部都市管理課により、全ての公園施設（建築物、遊戯施設、土木構造物等）を対象に、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本市の公園は設置から30年以上経過した公園が約5割を占め、10年後には約8.5割に達する見込みである。これまで公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕在化してきている。公園については市民から施設の補修、もしくは更新の要望が多数出ていることから、今後は、財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを導入する予定である。管理対象の39公園のうち、各地域において地域住民の憩いの場、防災、子育て支援、各種イベントの利用など多種多様な機能を有する20公園を選定し、その中から、施設の劣化や破損により重大な事故をもたらす恐れの高い施設を選定する。

計画対象施設については、長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を図る。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針（案）に則り、健全度調査を実施した。

b. 遊具等

日本公園施設業協会による遊具の点検マニュアルに則り点検を行った。

e. その他施設

法令等で点検が必要な施設について、法令等に基づく点検の結果を活用した。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (21)	0	7	13	1	
c. 土木構造物 (7)	0	0	5	2	
d. 建築物 (12)	1	7	4	0	
b. 遊具等 (43)	2	26	11	4	
計 (83)	3	40	33	7	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
(公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。
「考慮すべき事項」については「公園施設の経過年数が、使用見込み期間の9割を超過しているか」どうかとした。

(施設)			
	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (21)	4	10	7
c. 土木構造物 (7)	6	1	0
d. 建築物 (12)	0	4	8
b. 遊具等 (43)	6	9	28
計 (83)	16	24	43

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、建設部都市管理課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、必要に応じて健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、建設部都市管理課によるもののほか、地域住民や各種団体等との協働を検討する。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他施設

- ・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・健全度調査の結果、劣化の進行が見られる場合には、長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後・予防の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。

b. 遊具等、e. その他施設

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物

- ・建築物は、5年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。また、市で定める建築物の補修、もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②＋③】	434,671 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	256,996 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	177,675 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	43,467 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園におけるライフサイクルコスト削減額は2,545千円/年である。
--

備考）ライフサイクルコストの削減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2026 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
--